

平成
28年度



山梨県学校教育指導重点

Essential Educational Points for Schools in Yamanashi Prefecture



山梨県教育委員会



目次

指導重点とは..... 1~2

指導重点策定の流れ

指導重点の枠組み

校種別指導重点 3~8

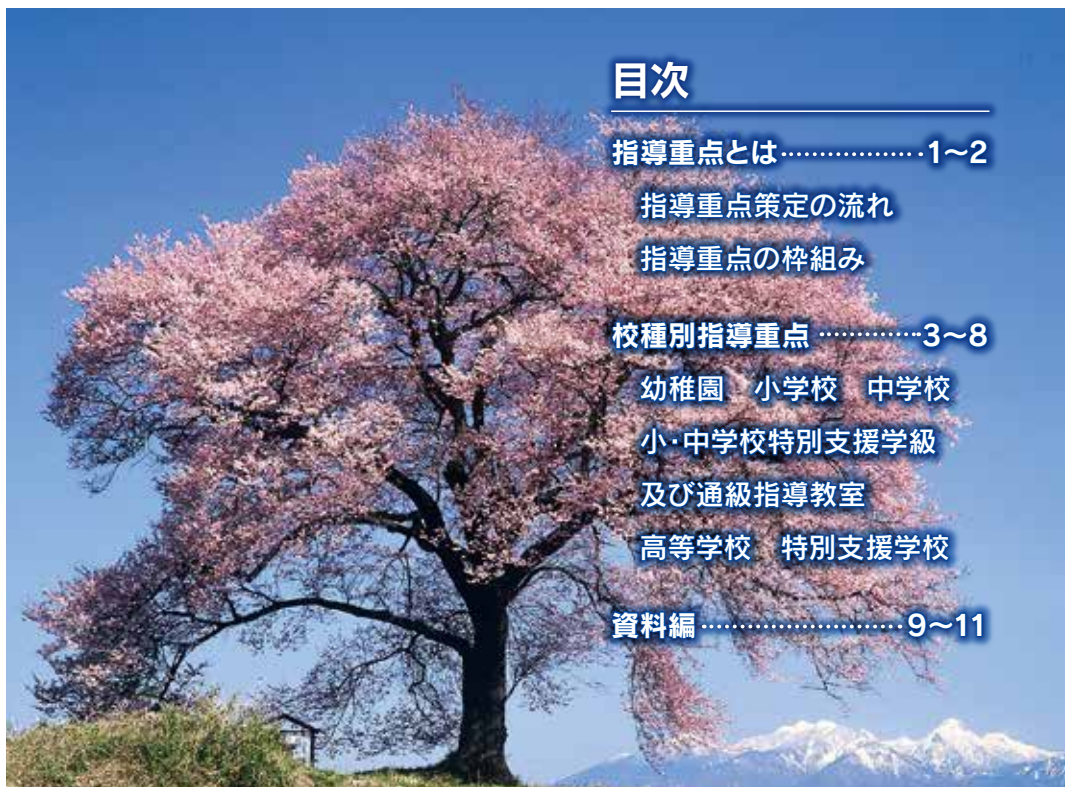
幼稚園 小学校 中学校

小・中学校特別支援学級

及び通級指導教室

高等学校 特別支援学校

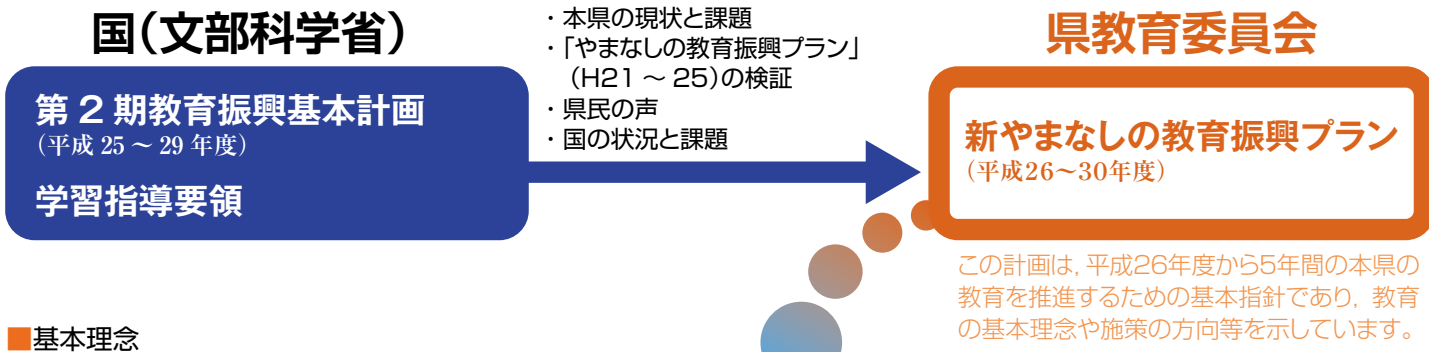
資料編 9~11



山梨県学校教育指導重点とは…

山梨の未来を担う子どもたちの「生きる力」の育成に向けた教育活動の指針を示したものです。

○本県の指導重点策定の流れ



■基本理念

未来を拓く「やまなし」人づくり

■基本目標

夢と希望に向かって自ら学び、考え、行動する
「たくましい力」を育てる

他者を思いやり、社会の絆を深める
「しなやかな心」を育む

■基本方針

基本方針1 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します	【社会を生き抜く力】	基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます	【教育環境づくり】
基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します	【知】	基本方針7 すべての子どもたちが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現を目指します	【質の高い教育】
基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します	【徳】	基本方針8 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます	【家庭・地域・学校の連携】
基本方針4 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」を創出します	【体】	基本方針9 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます	【生涯学習環境づくり】
基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます	【特別支援教育の充実】	基本方針10 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます	【文化芸術の振興】



「しなやかな心」とは

- 自分や他人の多様な生き方や考え方、存在を認め合う柔軟な心(自他を敬愛する心)
- 困難や挫折に直面しても、粘り強く最後まで諦めない心

山梨県学校教育の指針

- I 教育課程に関する指針
- II 学習指導に関する指針
- III 生徒指導に関する指針
- IV 健康・安全・スポーツに関する指針
- V 信頼される学校づくりに関する指針

指導重点に寄せて

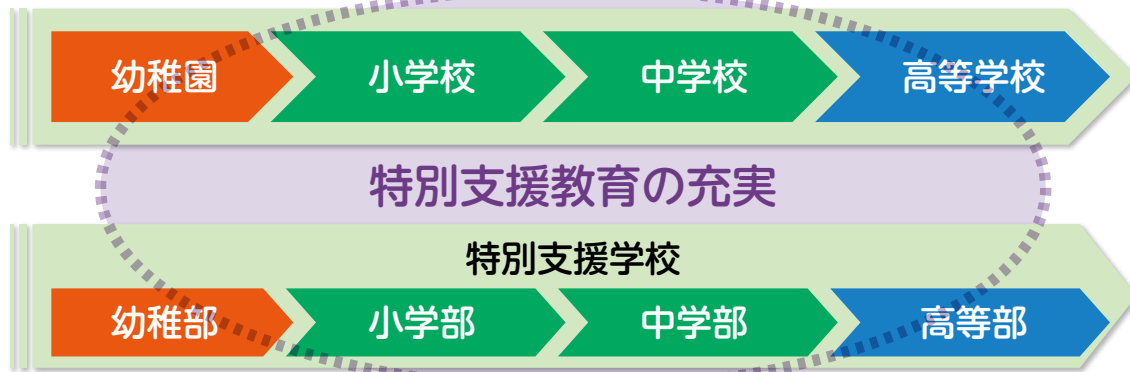
山梨県教育委員会では、「新やまなしの教育振興プラン」に掲げた目標を実現するために、「学力の向上」、「しなやかな心の育成」及び「学校の安全・安心」に重点をおいて、様々な取組を進めています。

特に「学力の向上」は喫緊の課題です。山梨の未来を担う子どもたちが自ら将来を切り拓き、急速に変化するこれからの社会をしなやかに生き抜いていくためには、他者と協働しながら生涯にわたって学び続ける能力や意欲・態度を身に付けることが必要です。そのためには、県下全ての児童生徒に質の高い学力を保证する授業が行われるよう、県下全ての学校で校長のリーダーシップとマネジメントの下、全ての教員が参加して授業研究が日常的継続的に行われている山梨県を実現していかなければなりません。

この「山梨県学校教育指導重点」は、現状の教育課題を踏まえて、重点的に取り組むべき事項を校種間の連続性に配慮しながら、校種ごとに示しています。各学校が掲げる目標の実現状況や成果を自ら検証し、次への改善につなげていくスパイラルな PDCA サイクルを確立していくため、本県の教職員一人一人が共有する教育の指標として効果的な活用をお願いいたします。

山梨県教育委員会教育長 阿部 邦彦

山梨県学校教育指導重点



●「生きる力」を育む教育課程の編成

- 調和のとれた指導計画の作成
- 関連と調和を図った指導計画の改善
- 系統的・体系的なキャリア教育の充実

●確かな学力の育成

- 遊びを通じた総合的な指導
- 生涯にわたり学習する基盤の育成
- 学習意欲の向上と主体的学習の推進

●豊かな心の育成

- 豊かな感性の育成
- よりよい人間関係の育成
- 自己実現を図る能力や態度の育成

●健やかな体の育成

- 健康で安全な生活をつくり出す力の育成
- 体力向上の基礎の育成
- 健康の保持増進に必要な実践力の育成

●信頼される学校づくりの推進

- 学校評価システムの確立
- 家庭や地域社会との積極的な交流と協力体制の推進
- 安全管理体制の確立



幼稚園指導重点

- ① 幼児の心身の発達の実情を考慮し、園や地域の特色を生かし、「生きる力」の基礎を育成するように教育課程の編成と実施に努める。**
 - (1) 幼児の発達や生活の実情及び幼稚園や地域の実態等を十分考慮しながら、長期の指導計画と短期の指導計画を作成し、発達に必要な体験ができるよう指導の充実を図る。
 - (2) 障害のある幼児の特性に配慮した指導を行うため、「個別の指導計画」の作成に努める。

- ② 一人一人の行動の理解と予想に基づく、きめ細かな指導に努める。**
 - (1) 幼児理解を深めるための記録をとり、分析的に捉えることを通して、幼児一人一人の発達の特性に応じた総合的な指導の充実を図る。

- ③ 家庭や地域社会との連携を図りながら、基本的な生活習慣を形成し、豊かな心情や思考力の芽生えを培い、豊かな感性の育成に努める。**
 - (1) 集団の生活を通して、他の幼児や教職員と触れ合う中で、きまりの大切さや物事の善悪に気付き、相手の気持ちを考えながら行動するなど、人と関わる力を育てる。

- ④ 心身の健やかな発達を図り、安全指導に努める。**
 - (1) 生活の中の日常的な場面において、危険な遊び方や場所、遊具等について、その場に即して気付かせ、状況に応じて安全な行動がとれるよう指導の充実を図る。

- ⑤ 家庭や地域社会との積極的な交流や協力体制の促進を図り、安全・安心を基盤とした信頼される幼稚園づくりに努める。**
 - (1) 幼稚園における自己評価の結果を踏まえて、目標、実行、評価、改善の PDCA サイクルに基づき、適切な評価と確実な改善を図る。

小学校指導重点

① 知・徳・体の調和を重視し、「生きる力」を育む適切な教育課程の編成と実施に努める。

- (1) 中学校区内における小学校と中学校の連携強化に積極的に取り組み、指導内容や指導方法について共通理解を図る場を設け、教育課程の改善を行う。
- (2) 通常の学級に在籍する障害のある児童の特性に配慮した指導を行うため、「個別の指導計画」の作成に努める。

② 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、確かな学力を育む指導と評価に努める。

- (1) 校長のリーダーシップとマネジメントの下、課題改善に向け、学校全体として組織的・計画的に授業研究等に取り組み、教員一人一人の指導力及び学校の教育力向上を図る。
- (2) 児童の実態に即した家庭学習の一層の推進を図るとともに、児童が単元やその授業の目標を理解し、解決の見通しを持って課題に取り組み、学習したことを振り返る活動を充実させ、主体的に学習に取り組む意欲・態度を養う。

③ 集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築き、自己の生き方についての考えを深め、将来の生き方の基礎を培う生徒指導に努める。

- (1) 適切な児童理解や居場所づくりに努めるとともに、望ましい集団活動を通して、心の触れ合いを深め、いじめや不登校、暴力行為等のない楽しい学校生活の実現を図る。
- (2) 「特別の教科 道徳」の実施に向け、各学校の実態を踏まえた道徳教育の全体計画を作成する。
- (3) 学校、家庭、地域社会との連携を深め、しなやかな心の育成に向けた取組を推進する。

④ 体育・運動及び健康・安全に関する基礎・基本となる資質や能力の育成に努める。

- (1) 運動遊びや運動を積極的に推進し、それらの楽しさや喜びを十分に体験させることにより、運動の日常化を図る。
- (2) 身近な生活における健康・安全及び食に関する基礎的な内容を理解させ、生涯を通じて健康で安全な生活を送るために必要な実践力を育てる。

⑤ 安全・安心を基盤とし、家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりに努める。

- (1) 学校評価における自己評価の項目を精選し、自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策を学校便りやホームページ等で公開するとともに、目標、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づき、適切な評価と確実な改善を図る。
- (2) 県内外におけるコミュニティ・スクール等の取組を参考に、保護者や地域の人々が学校の教育活動に参加する機会を増やし、開かれた学校づくりを推進する。

中学校指導重点

① 知・徳・体の調和を重視し、「生きる力」を育む適切な教育課程の編成と実施に努める。

- (1) 中学校区内における小学校と中学校の連携強化に積極的に取り組み、指導内容や指導方法について共通理解を図る場を設け、教育課程の改善を行う。
- (2) キャリア教育の目標を実現させるために、指導計画に基づいて、職業講話や職場体験等の事前・事後指導を充実させ、職場体験日数を3日以上確保するなど、体験活動の質的・量的向上を図る。
- (3) 全ての教職員が特別支援教育への理解を深めるとともに、通常の学級に在籍する障害のある生徒の特性に配慮した指導を行うため、「個別の指導計画」の作成に努める。

② 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、確かな学力を育む指導と評価に努める。

- (1) 校長のリーダーシップとマネジメントの下、課題改善に向け、学校全体として組織的・計画的に授業研究等に取り組み、教員一人一人の指導力及び学校の教育力向上を図る。
- (2) 生徒の実態に即した家庭学習の一層の推進を図るとともに、生徒が単元やその授業の目標を理解し、解決の見通しを持って課題に取り組み、学習したことを振り返る活動を充実させ、主体的に学習に取り組む意欲・態度を養う。

③ 集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築き、人間としての生き方についての自覚を深め、よりよく生きようとする態度を育成する生徒指導に努める。

- (1) 適切な生徒理解や居場所づくりに努めるとともに、望ましい集団活動を通して、心の触れ合いを深め、いじめや不登校、暴力行為等のない楽しい学校生活の実現を図る。
- (2) 「特別の教科 道徳」の実施に向け、各学校の実態を踏まえた道徳教育の全体計画を作成する。
- (3) 学校、家庭、地域社会との連携を深め、しなやかな心の育成に向けた取組を推進する。

④ 体育・スポーツ及び健康・安全に関する基礎・基本となる資質や能力の育成に努める。

- (1) 運動やスポーツを積極的に推進し、進んで運動を実践する意欲・態度及び能力を育て、体力の向上を図る。
- (2) 個人生活における健康・安全及び食に関する内容を科学的に理解させ、生涯を通じて健康で安全な生活を送るために必要な実践力を育てる。

⑤ 安全・安心を基盤とし、家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりに努める。

- (1) 学校評価における自己評価の項目を精選し、自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえた改善方を学校便りやホームページ等で公開するとともに、目標、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づき、適切な評価と確実な改善を図る。
- (2) 県内外におけるコミュニティ・スクール等の取組を参考に、保護者や地域の人々が学校の教育活動に参加する機会を増やし、開かれた学校づくりを推進する。

小・中学校特別支援学級及び通級指導教室指導重点

※小・中学校特別支援学級及び通級指導教室指導重点は、小・中学校指導重点と併せて取り組む内容を示したものです。

① 児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた「生きる力」を育む教育課程の編成と実施に努める。

- (1) (特・通)「個別の指導計画」を作成し、一人一人の障害の状態及び発達の段階や特性等に応じた各教科等の目標や指導内容を明確にするとともに、学習の成果を適切に評価することにより、指導の改善に努める。
- (2) (特・通) 自立的な生活に必要な資質が養われるように、将来の社会生活を見通したキャリア教育の充実を図る。
- (3) (特・通) ICT の活用や体験的な学習等を取り入れることにより、児童生徒の興味・関心を引き出すなど、主体的な学習活動が効果的に行われるよう、指導の充実を図る。

② 児童生徒が生き生きと学習できる環境づくりに努める。

- (1) (特・通) 全ての教職員が特別支援学級や通級指導教室の役割を理解し、障害のある児童生徒が必要とする配慮を提供するよう努める。
- (2) (特) 一人一人のニーズに応じた効果的な指導と支援を行えるよう、家庭、関係機関及び地域の特別支援学校との連携を図り、「合理的配慮」を踏まえた「個別の教育支援計画」の作成と活用に努める。
- (3) (特) 指導形態及び集団構成を工夫するなど、学習の目的に合わせ、共に活動する場を適切に設け、「交流及び共同学習」の充実を図る。
- (4) (通) 通級による指導の成果が、通常の学級においても生かされるよう、関係する教員が児童生徒の様子や変化について定期的に情報交換を行う。

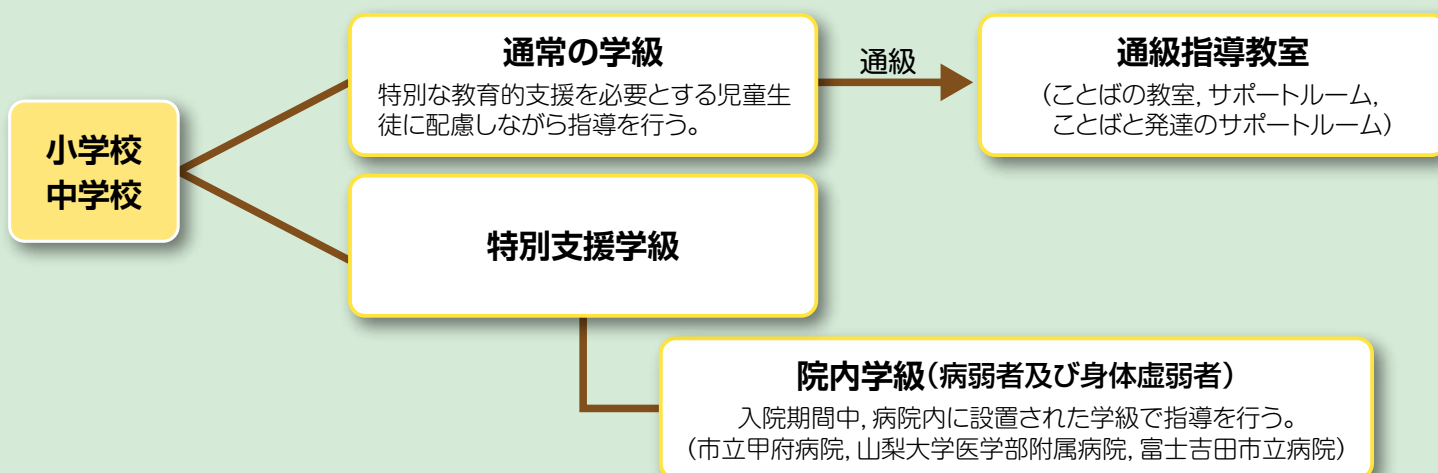
[特別支援学級]

学校教育法第81条に基づき、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒の学習の場として編成されています。特別支援学級では、一人一人の障害の状態等に応じて、形態や内容を工夫して指導できるよう「特別の教育課程」を編成できるようになっています。本県では、知的障害者、肢体不自由者、病弱者・身体虚弱者、弱視者、難聴者、自閉症・情緒障害者に対応する特別支援学級が編成されています。

[通級指導教室]

学校教育法施行規則第140条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒のための学習の場として設置されています。通級指導教室では、一人一人の障害の状態等に応じた特別な指導を、通常の学級での授業の一部を取り出して実施しています。本県では、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、難聴者に対応する通級指導教室が設置されています。(難聴者に対応する通級指導教室については、県立ろう学校に設置。)

障害のある児童生徒の学習の場(小・中学校)



高等学校指導重点

- ① 社会で自立的に生きることができる、「生きる力」を育む適切な教育課程の編成と実施に努める。**
 - (1) 生徒の実態や発達段階等に応じた多様な体験活動を組み入れ、系統的・体系的なキャリア教育の充実を図る。
 - (2) 総合的な学習の時間は、その目標を踏まえ、各学校において探究的な学習や協同的な学習の充実を図る。
 - (3) 障害のある生徒に対して、家庭や関係機関と連携し、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行えるよう、特別支援教育の推進に努める。
 - (4) 中高の学びの連続性を踏まえ、高等学校の学習計画表を中学校に提供するなど、中学校との連携強化を図る。

- ② 一人一人の確かな学力を育む指導と評価に努める。**
 - (1) 校長のリーダーシップとマネジメントの下、学校全体として組織的・計画的に授業研究等に取り組み、教員一人一人の指導力・評価力の向上を図る。
 - (2) 単元全体の学習を通じて、他者との協働により課題解決を図る学習過程を実現し、基礎的・基本的な知識・技能の活用を充実させることで、思考力・判断力・表現力等の向上を図る。
 - (3) 指導の過程や目標への実現状況を様々な場面で評価することにより、生徒の学習意欲の向上に努め、生徒の主体的な学習の推進を図る。

- ③ 道徳性を養い、しなやかな心を持つ、人間として調和のとれた生徒の育成に努める。**
 - (1) 学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができる能力や態度を育む。
 - (2) 適切な生徒理解や居場所づくりに努めるとともに、集団活動を通して望ましい人間関係を形成させ、いじめや不登校のない学校生活の実現を図る。
 - (3) 家庭、地域社会、関係機関との連携を図り、様々な体験活動を通して社会の一員としての自覚を持たせ、責任感と行動力を育む。

- ④ 体育・スポーツ及び健康・安全に関する指導の充実を図り、心身の調和のとれた健やかな体の育成に努める。**
 - (1) 運動やスポーツを積極的に推進し、生涯にわたって合理的、計画的に運動やスポーツを継続する資質や能力を育て、体力の向上を図る。
 - (2) 個人及び社会生活における健康・安全に関する内容を総合的に理解させ、生涯を通じて主体的に健康で安全な生活を送ることができる実践力を育てる。

- ⑤ 安全で信頼される学校づくりに努める。**
 - (1) 安全管理体制を日常的に点検し、安全確保の指導の充実を図る。
 - (2) 適切な学校評価を通じて、学校として重点的に取り組むべきことを把握し、学校運営の改善・発展を図る。

特別支援学校指導重点

- ① 自立し社会参加するために必要な、「生きる力」を育む適切な教育課程の編成と実施に努める。**
 - (1) 幼児児童生徒及び地域や学校の実態等に即した学校の教育目標を設定し、学年・学部間の連携を重視した一貫性のある教育課程の編成と実施に努める。
 - (2) 各学校の教育課程に系統的・体系的なキャリア教育を適切に位置付け、その充実を図る。
 - (3) 障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した指導計画を作成する。
 - (4) 自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に実施し、自立活動の時間における指導と各教科等における指導との密接な関連を図る。

- ② 個に応じた指導を充実させ、一人一人の確かな学力を育む指導と評価に努める。**
 - (1) 校長のリーダーシップとマネジメントの下、学校全体として組織的・計画的に授業研究等に取り組み、教員一人一人の専門性を一層高め、学習指導の充実を努める。
 - (2) 幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた効果的な指導と支援を行うため、「合理的配慮」を踏まえた「個別の教育支援計画」の作成及び活用に努める。
 - (3) 「個別の指導計画」に基づいた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善を図る。
 - (4) 体験的な活動を重視し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに主体的に学習に取り組む態度を養い、実際の生活の中で活用することができるよう工夫する。

- ③ 豊かな心を養い、よりよい人間関係の形成を図り、社会に参加する態度の育成に努める。**
 - (1) 学校の教育活動全体を通じて、しなやかな心を育む道徳教育の充実に努め、豊かな体験を通して基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付けさせるとともに、自他の生命を尊重する態度を養う。
 - (2) 身近な人との関わりを通して自他の理解を深めさせ、人間関係の基盤を形成する。
 - (3) 「交流及び共同学習」や地域の人々との交流活動の一層の推進に努める。

- ④ 障害の状態等に応じた体育・健康に関する指導の充実を図り、健やかな体の育成に努める。**
 - (1) 健康・安全及び食に関する指導を学校の教育活動全体の中で計画的に行い、健康で安全な生活を実践することのできる資質や能力を育む。
 - (2) 運動の楽しさや喜びを味わうことを通して体力の向上を図り、自ら進んで運動に親しむ意欲・態度及び能力を育む。

- ⑤ 安全・安心な環境づくりなど信頼される学校づくりに努める。**
 - (1) 危機管理マニュアルの改善・充実を図り、幼児児童生徒の障害の特性、地域や学校の実態に沿った安全管理に努める。
 - (2) 積極的な情報公開・発信を行うことにより、家庭や地域社会との連携を強化し、障害のある幼児児童生徒の教育への理解や協力が十分得られるように努める。

- ⑥ 特別支援教育に関する専門性を生かし、地域のセンター的機能の発揮に努める。**
 - (1) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校の要請に応じた支援を行う。
 - (2) 地域の関係機関との密接な連携に努め、ネットワークを構築する。

チームとして取り組む学力向上

1 「やまなしスタンダード」の構築を目指して

県教育委員会では、「すべての学校で校長のリーダーシップの下、全教職員がチームとなって授業研究が行われている山梨県」を合い言葉に、児童生徒の確かな学力の定着・向上を目指した取組を進めています。下の枠内に示した「授業づくりの7つの視点」（ここでは小中学校での項目を掲載）は、授業者と授業参観者が同じ視点で授業を見つめることで、その成果や課題をより具体的に把握・共有できるようにするためのものです。授業の構成、展開、振り返り等、あらゆる場面で活用し、「やまなしスタンダード」としての定着を目指しています。

※同様の資料が、高校、特別支援学校にも配付されています。

やまなしスタンダード

● 授業づくりの7つの視点

- ① 授業の始めに児童生徒に**授業のめあて（目標）**を示している。
- ② 話し合い、討論、発表などの**言語活動を効果的に取り入れている**。
- ③ 児童生徒は、他の人の話や発表に**耳を傾けている**。
- ④ 児童生徒は、**ノートをとっている**。
- ⑤ **活用・探究**など、**学んだことを別の場面で使うようにしている**。
- ⑥ 授業や単元の終わりに、児童生徒が**めあて（目標）を達成しているかを評価している**。
- ⑦ **家庭学習（宿題や課題）と授業が、有機的に結びついている**。



- ◆ 授業実践にあたっては、**目標を明確にした単元設計により、指導の改善と評価の工夫を図ることが重要です。**
- ◆ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応が求められる中、**一人一人の教育的ニーズに応じた授業づくりの工夫も大切です。**

2 「7つの視点」の確実な実行に向けて

「授業づくりの7つの視点」は、教科の特性や授業内容によって選択したり、軽重をつけたりすることもあります。すべての教員が内容を理解し、小中高特のすべての校種で取り組むことが重要です。

● 「めあて（目標）」の提示、「めあて（目標）」を基にした評価（振り返り）※①、⑥



秋田県では、「課題・めあての設定⇒自力解決⇒学び合い⇒まとめ・振り返り」という探究型授業が確立されていました。長くなりがちな導入の時間を短く、かつ児童生徒の主体性を引き出すインパクトのあるものにするので、まとめや振り返りの時間を確保し、学習内容の定着を目指していました。

(H27.10 先進県視察より)

● アクティブ・ラーニングからの授業改善 ※②～⑤

右の図は、アメリカの研究者による「ラーニング・ピラミッド」と呼ばれているもので、様々な学習形態と半年後の知識の定着率を表したものです。諸説ある中で絶対的なものではありませんが、アクティブ・ラーニングが提唱される中、注目されている資料の1つであり、本県の「7つの視点」の②～⑤にも関連があると考えられます。講義形式も時には有効な学習方法ですが、新たな見方や考え方から授業改善を進めていくことも大切です。



学校における政治的教養を育む教育の更なる充実

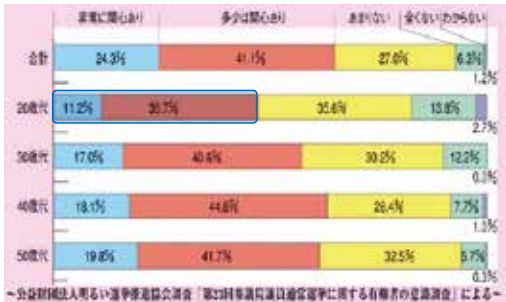
● 目指す姿

公職選挙法の改正により、平成28年6月19日の後に初めて行われる国政選挙の公示日以後に、その期日を公示または告示される選挙から、18歳以上の者が**有権者**となります。これを背景に学校では、**社会の中で自立し、国家・社会の形成者として投票行動や意見表明などの行動ができる児童生徒を育成するため、政治的教養を育む教育を充実させます。**



● 現状と課題

年齢別選挙関心度



20歳代は、他の年齢層に比べて選挙関心度が低い

山梨県議会議員一般選挙 投票率



(山梨県選挙管理委員会 選挙啓発冊子より)

課題として指摘されていること

- ✓ 政治的教養を育む教育は、社会科系教科科目で取り扱われているが、一般的に知識・理解中心の学習となることが多い。
- ✓ 若年層の投票率や社会参画の意識は低く、政治的無関心や参加の無力感が強いとの指摘がある。

(総務省資料より)

● 社会・(公民)の内容 (学習指導要領より)

系統的・計画的な学習

小

- 国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを考えるようにする。
- 我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

中

- 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考える。
- 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深める。
- 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや政党の役割を理解し、議会制民主主義の意義を考える。
- 民主政治の推進と、日本国民の政治参加との関連、選挙の意義を考える。

高

- 日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせる。
- 国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、地方自治などについて理解させる。
- 望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

● 児童生徒の発達段階に応じた効果的な体験活動の充実 ～具体的には～

小 「共同の課題」をもとに・・・

よりよい生活を築くために、自分たちの学級の問題を、全体の「共同の課題」と考えて、「きまりをつくるなどの話し合い活動」を充実させます。



中 身近な問題を題材に・・・

模擬投票や模擬議会、地方議会傍聴などを通して地域社会への関心を高める体験活動を充実させます。



特別活動、総合的な学習の時間などの学習場面を通して・・・

高 政治活動や選挙運動のルールやマナーを主題に・・・

選挙違反を犯すことがないようにルールについて実践的に学ぶ活動を充実させます。

※有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止



高 答えのない問題や実社会に関わる問題を主題に・・・

主体的に社会の形成に参画する実践的態度を養うため、討論、ディベート、模擬選挙、模擬議会などの体験活動を充実させます。



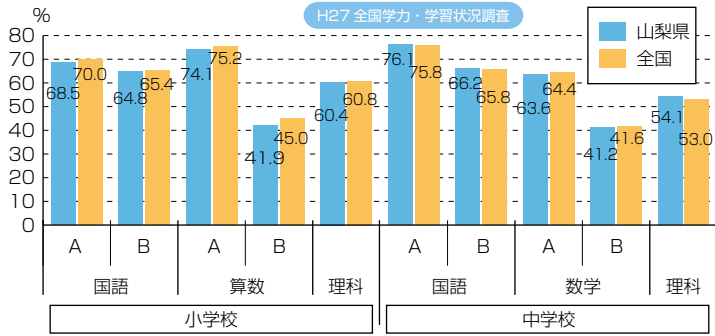
学 校

連携・協力

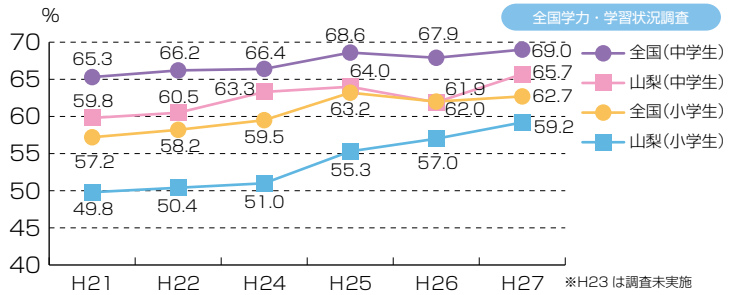
関係機関や専門家

山梨の子どもの姿

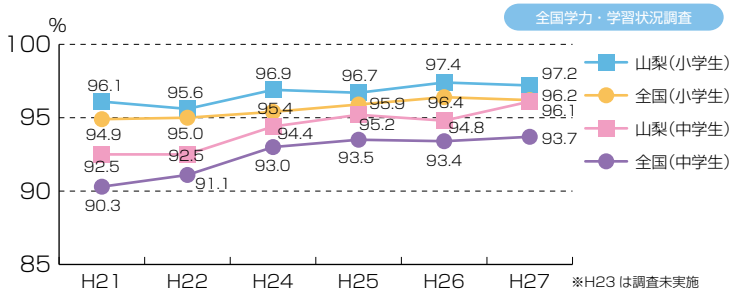
●各教科の平均正答率



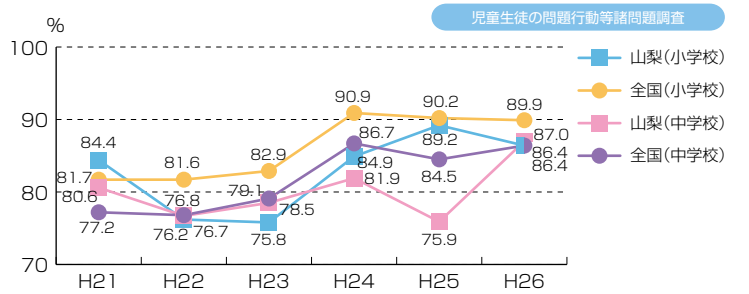
●家庭学習が1日あたり1時間以上の割合(月～金)



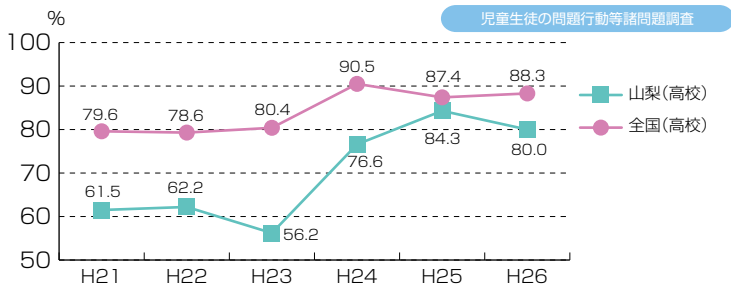
●「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」と回答した児童生徒の割合



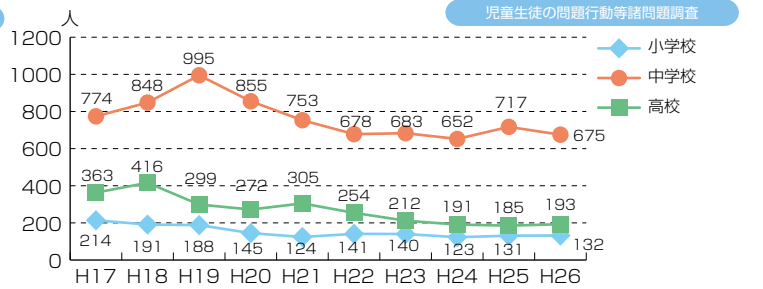
●「いじめが解消しているもの」の件数の割合の推移(小・中)



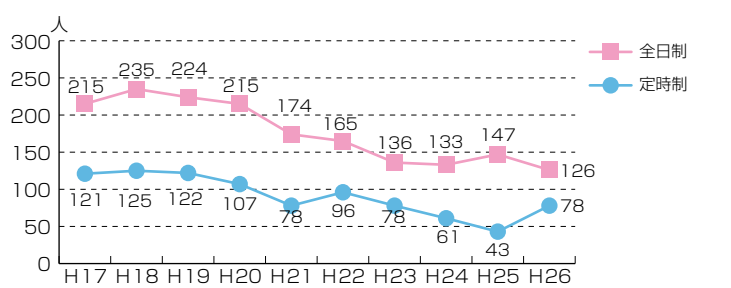
●「いじめが解消しているもの」の件数の割合の推移(高)



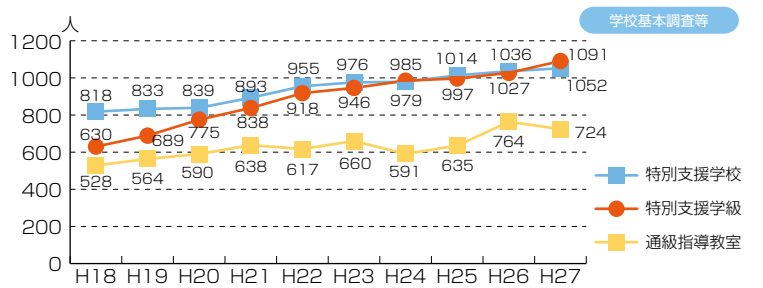
●不登校児童・生徒数の推移



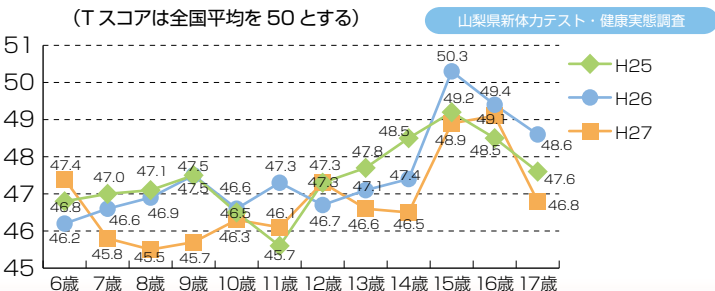
●高等学校の中途退学者数の推移



●通級指導教室, 特別支援学級, 特別支援学校在籍者数の推移



●体力合計点のTスコアの比較(男子)



●体力合計点のTスコアの比較(女子)

